

県関係施設 1 日敷地内禁煙実施要領

1 趣 旨

WHO（世界保健機関）が定めた「世界禁煙デー」に併せ、県庁舎等の県関係施設について、1日敷地内禁煙を実施することにより、職員や来庁者に対し、喫煙が健康に及ぼす重大な影響について認識を深め、禁煙への動機付けとするとともに、県民健康づくり計画「健康実現えひめ 2010」に掲げている成人喫煙率の半減を目指し、県内における喫煙対策への機運醸成を図る。

*「世界禁煙デー」については、別添参照

2 実 施 日

平成 21 年 5 月 29 日（金）

3 対象施設

県庁舎、地方局庁舎、地方機関庁舎等の県関係施設

対象外となる施設	警察施設の一部
----------	---------

4 実施方法

- ・実施にあたっては、県ホームページや庁内LAN等を通じ趣旨を広く周知する。
- ・当日は、敷地内を全面禁煙とし、庁舎入口や喫煙場所等に趣旨を掲示するなど、職員だけでなく、来庁者にも理解と協力を求める。
- ・実施時間は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分とする。
- ・実施時間中は、喫煙場所に貼り紙をするなど使用しないよう周知に努めるとともに、屋外の灰皿等についても撤去する。
- ・地方局庁舎については、保健所と施設管理者、各地方機関庁舎については施設管理者が、敷地内全面禁煙を実施する。